

【資料 6-2-10-1 朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例】

朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月20日

条例第128号

改正 令和元年7月1日条例第3号

令和元年9月25日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 第1項に掲げる遺族がない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。

5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甘木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年甘木市条例第25号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年朝倉町条例第7号）又は杷木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年杷木町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 6-2-10-2 朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第72号

改正 令和元年7月1日規則第26号

令和元年9月25日規則第45号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）
- 第5章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年朝倉市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人)

第7条 保証人は、原則として市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有する者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたと

きは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の甘木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年甘木市規則第25号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和51年朝倉町規則第2号）又は杷木町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成3年杷木町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

診断書

様式第1号(第5条関係)

診 断 書									
氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女				
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日					
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日					
既 往 症		既存障害		治 癒 年 月 日	年 月 日				
療養の内容及び経過									
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)								
関節運動範囲	種類範囲								
	部位								
		右							
		左							
		右							
		左							
上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局 番 年 月 日 病院又は 所在地 診療所の 名称 診療担当 者 氏 名									



様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せませ ずか		年 月 (回)		
借入申 込者 につ いて	フリガナ							
	氏名				男・女		年 月 日生(歳)	
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所		(方)		〒		局 番	
	本籍				勤務先の名称と 所在地			
	職業							
	氏名	世帯主と の続柄	年齢	健康	否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名

世帯 の 状 況 と 収 入									
	収入合計	円				支出合計	円		
資産 の 状 況	土地	(1)住宅 (3)山林	㎡	(2)田畑	㎡	住居の状況	(1) 自家 (4) 同居	(2) 借家	(3) 借間
	建物	(1) 自宅	㎡	(2) その他	㎡	生活保護	年 月 日から受給(生住教医)		
	負債	(内容)				(金額)		円	
(保証人が 書いてく 保証人	氏名				男・女		年 月 日生(歳)		
	現住所				本籍地				
	職業		月収		円	申込者との関係	家族数	人	

だ さい 。	資 産	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤 務 先	名 称	電 話 局 番	
		建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		所 在 地		
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)		
資 金 の 使 途	資金の使い方 総額		円	資金の内訳		合計	円
	に		円	災害援護資金で			円
	に		円	手持資金で			円
	に		円	その他()で			円
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況					負 傷	全治 箇月
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊		
	家 財 の 被 害	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計		
		整 理 だ ん す			畳 (畳中で 畳が被害)		
		洋 服 だ ん す			障 子		
		鏡 台			ふ す ま		
腰 掛 机							
本 箱 ・ 本 だ な							

食 器 戸 だ な			小 計		
食 卓 ・ 茶 ぶ 台			その他被害のあった家財		
げ た 箱					
照 明 器 具			品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
じ ゅ う た ん					
扇 風 機					
石 油 ス ト ー プ					
電 気 や ぐ ら こ た つ					
電 気 冷 蔵 庫					
電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器					
電 気 洗 濯 機					
電 気 掃 除 機					
ミ シ ン					
電 気 アイ ロ ン					
自 転 車					
テ レ ビ					
ラ ジ オ					

	柱 時 計				
	目 覚 し 時 計			小 計	
	紳 士 用 腕 時 計			合 計	
<p>上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(保証人を立てる場合) 借入申込者 ①</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p>年 月 日</p> <p>保証人 ②</p> <p>朝倉市長</p>					

災害援護資金貸付決定通知書

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申し込まれた災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定したので通知します。

- 1 貸付番号 第 号
- 2 貸付金額 円
- 3 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 償還方法 年賦・半年賦・月賦
- 6 利 子
- 7 交付期日等
 - (1) 交付期日 年 月 日
 - (2) 交付場所
 - (3) 持参するもの
 - ア この通知書
 - イ 同封の借用書
 - ウ 借受人の印鑑
 - エ 借受人の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）

様式第4号(第9条関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

様式第4号(第9条関係)

第 号

年 月 日

様

朝倉市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申し込まれた災害援護資金は、次の理由で不承認
としたので通知します。

(不承認の理由)

災害援護資金借用書

様式第 5 号 (第 10 条関係)

災 害 援 護 資 金 借 用 書

- 1 貸付決定番号 号
- 2 借用金額 円
- 3 利 子
- 4 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

朝倉市長

住 所
借受人氏名 ①
(保証人を立てる場合)
住 所
保証人氏名 ①

繰上償還申出書

様式第6号(第13条関係)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

朝倉市長

借受人 住所
氏名



- 1 貸付番号
- 2 借受人氏名
- 3 貸付けを受けた日
- 4 貸付けを受けた金額
- 5 償還期限
- 6 償還金額
- 7 償還未済額
- 8 繰上償還をする日
- 9 繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

様式第7号(第14条関係)

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

朝倉市長

借受人住所

氏名



(保証人を立てる場合)

保証人住所

氏名



申請の理由 (具体的に)					
貸付けの 条件	借入金額	円		貸付 番号	
	据置期間	1 2	3年 5年	希望 猶予 期間 等	筒月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更 後の 償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

支払猶予承認通知書

様式第 8 号 (第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長

印

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった償還金の支払猶予については、次の
とおり承認したので通知します。

- 1 支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月
- 2 変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

支払猶予不承認通知書

様式第9号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった償還金の支払猶予については、次の理由で不承認としたので、当初の計画により償還されるようお願いします。

(不承認の理由)

違約金支払免除申請書

様式第10号(第15条関係)

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

朝倉市長

借受人住所
氏名 ㊟
(保証人を立てる場合)
保証人住所
氏名 ㊟

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内容	回数	期別	元金	利息	申請日までの 違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 15 条関係)

違約金支払免除承認通知書

様式第 11 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった違約金の支払免除については、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除します。

違約金支払免除不承認通知書

様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった違約金の支払免除については、次の理由で不承認としたので通知します。

(不承認の理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、年 月 日現在 円となっていますので至急償還してください。

災害援護資金償還免除申請書

様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部一部で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 朝倉市長 <div style="text-align: right;">免除申請者 </div>					

※保証人の欄は、保証人を立てる場合のみ記入してください。

災害援護資金償還免除不承認通知書

様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、
次のとおり承認したので通知します。

(承認内容)

全部免除・一部免除

1 申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
2 償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
3 申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5
パーセントの率で違約金が更に加算されます。

災害援護資金償還免除不承認通知書

様式第 15 号 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝倉市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、
次の理由で不承認としたので通知します。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、
償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5
パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違 約 金	円
合 計	円

氏名等変更届

様式第 16 号 (第 18 条関係)

氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
保証人	氏名		住所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更したので届け出ます。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> 朝倉市長				
		借受人 (又は同居の親族) 住 所 氏 名		
		保証人 住 所 氏 名		

印

印

※保証人の欄は、保証人を立てる場合のみ記入してください。

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

		決定番号			
死亡に関する事項	フリガナ	-----		男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
死亡の状況(行方不明)	災害名			死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏名	住所	備考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名	続柄	支給金額	
		住所			円
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無
備考	支給した職員				

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第7号 (第14条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第14条関係)

様式第10号 (第15条関係)

様式第11号 (第15条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第16条関係)

様式第16号 (第18条関係)

(参考)規則第2条の調査事項

(参考)規則第4条の調査事項

様 式 集

【様式-1 災害時電話受付メモ】

受付	本 庁	受付番号
	朝倉支所	
	杷木支所	

対応者	本 庁	班・氏名
	朝倉支所	
	杷木支所	

送付先	本 庁	F A X ・ 電 話 ・ メー ル ・ 使 送 便 ・ そ の 他
	朝倉支所	
	杷木支所	

※初動班指揮官記入欄

災 害 時 電 話 受 付 メ モ

受付日時 月 日 時 分 受付者 _____

◆ どちら様ですか？

氏 名 _____

住 所 _____

◆ ご連絡先は？（TEL番号）

自宅の電話 _____

携帯電話 _____

◆ 災害の場所はどこですか？

.....

.....

.....

.....

◆ 災害の内容は？

.....

.....

.....

.....

◆ その他

《令和〇年〇月〇〇日からの大雨による災害対応・被害状況（速報）》

様式4

〇/〇〇 〇:〇〇 現在
発表：朝倉市災害警戒本部

【 概 要 】

- ・人的被害
- ・住家被害
- ・非住家被害
- ・道路被害
- ・橋りょう被害
- ・河川被害
- ・土砂災害被害
- ・避難所開設
- ・避難者数

世帯

人
件
件
件
件
件
件
件
件
名

【気象警報・注意報】

福岡管区気象台発表

発表日時 発表内容
0000/0/00 00:00 ○○注意報発表

【 朝倉市体制 】

○朝倉市体制

配備体制	設置・移行・廃止日時
災害警戒本部	0000/0/00 00:00
廃止	0000/0/00 00:00

○避難情報

地区名	エリア	発令状況	発令日時	対象世帯数	対象人数
松末地区	Aエリア		00/00 00:00	0	0
杷木地区				0	0
久喜宮地区				0	0
志波地区				0	0
朝倉地区（山田区）				0	0
宮野地区（山後区）				0	0
高木地区				0	0
三奈木地区（荷原区）				0	0
朝倉地区（山田区以外）				0	0
大福地区（山後区以外）				0	0
大福地区	Bエリア		00/00 00:00	0	0
美奈宜の杜地区				0	0
三奈木地区（荷原区以外の区）				0	0
金川地区				0	0
蜷城地区				0	0
福田地区				0	0
立石地区				0	0
馬田地区				0	0
甘木地区				0	0
安川地区				0	0
秋月地区	0	0			
上秋月地区	0	0			

※平成29年7月九州北部豪雨での被災による脆弱さが解消されていない乙石区及び黒松区については、発災以降、警戒レベル3高齢者等避難を継続して発令中

様式5

避難者受付票

※太枠の中を記入してください。

住所	(例)朝倉市菩提寺412-2 アパート朝倉101号				
	朝倉市				
電話番号	(例)【自宅】 0946 - 22 - 1111 【携帯】 090 - 1111 - 1111				
	【自宅】 - - 【携帯】 - -				
例	ふりがな	あさくら はなこ	年齢	体温	体調
	氏名	朝倉 花子	35	【検温】 36.5 °C <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 不良 症状(頭痛、せき)
1	ふりがな		年齢	体温	体調
	氏名			【検温】 °C <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 症状()
2	ふりがな		年齢	体温	体調
	氏名			【検温】 °C <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 症状()
3	ふりがな		年齢	体温	体調
	氏名			【検温】 °C <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 症状()
4	ふりがな		年齢	体温	体調
	氏名			【検温】 °C <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 症状()
5	ふりがな		年齢	体温	体調
	氏名			【検温】 °C <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 症状()
安否確認等問合せ(来所者)があった場合 ※どちらか1つを選んで、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。					
<input type="checkbox"/> 情報を開示する(所在を伝えてよい) <input type="checkbox"/> 情報を開示しない(所在を伝えない)					
伝えておきたいこと(緊急連絡先、身体的な事情、PCR検査の結果待ちであること、ペットを避難所の軒先につないでいる等)					

【職員記入欄】

避難所入所	月	日	時	分	避難スペース(部屋)	受付番号
避難所退所	月	日	時	分		

避難者受付票(避難者配付用)

受付番号
(受付番号は、職員が記入します。)

- ① この用紙は、受付時に受付票ごとにお渡しします。
- ② 退所するとき、この用紙を回収します。

※ 同じ世帯の方が遅れて避難所に来る場合は、受付で上に書かれている受付番号を教えてください。

【様式 8 県への応援要請文書】

年 月 日

福岡県知事

様

朝倉市長

印

災害対策基本法第 68 条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する人員又は物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

【様式 9-1 自衛隊災害派遣要請文書】

文 書 番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

朝倉市長 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

【様式9-2 自衛隊災害派遣要請報告】

自衛隊災害派遣要請報告

被害の区分		土砂 ・ 河川 ・ その他 (
災害発生箇所						発生日時		○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分		
被害の状況	死傷	死者	人	行方不明	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟
		重傷	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟
		軽傷	人				一部損壊	棟		
応急対策の状況										
要請内容	活動内容							要請隊員数		
								人		
必要な資機材										
参集場所						現地責任者氏名・携帯電話番号				
臨時ヘリポート (ヘリによる救出等が必要な場合)										
下記の事項について簡潔に説明して下さい。										
公共性										
緊急性										
非代替性										

【様式 9-3 自衛隊災害派遣撤収要請文書】

文 書 番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

朝倉市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 派遣要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

【様式 10 放送要請に係る文書】

(ファックス、電話用)

件名 放送要請について

年 月 日 災害対策本部 号

1 要請理由

- ① 避難指示、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ 市町村から要請があったため
- ④ 災害対策本部配備要員を召集するため

2 放送事項 (内容、対象地域等)

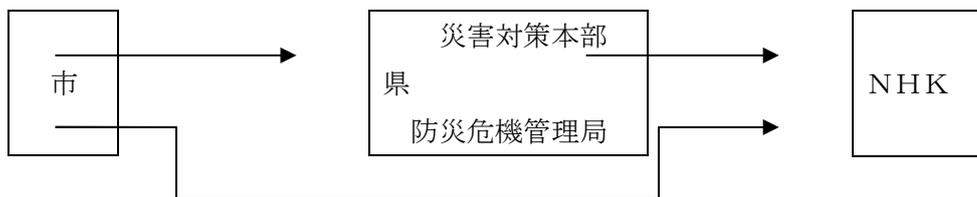
別紙のとおり

3 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 月 日

4 その他

連絡系統



請 機 関

※ 被要 (県・NH

K) は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

【様式 11-1 罹災証明申請書】

第 1 号様式

罹 災 証 明 申 請 書

年 月 日	
朝 倉 市 長 宛	
	住 所 _____
※主たる世帯主（申請者）	氏 名 _____
	電 話 _____
	住 所 _____
(代理人)	氏 名 _____
	電 話 _____
罹災日及び 罹災原因	年 月 日 原因： _____ による
住家※の所在地	朝倉市
罹災届出内容	
証明必要数	通
以上のとおり、被害が生じたので罹災証明書の交付を申請します。 なお、今回申請した内容については、今後の災害に関する各種業務に利用されることを承諾します。	

※罹災証明書の宛名は、主たる世帯主の氏名で発行します。

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

【様式 11-2 被災証明申請書】

第 2 号様式

被災証明申請書

年 月 日	
朝 倉 市 長 宛	
	住 所 _____
※証明を必要とする者（申請者）	氏 名 _____
	電 話 _____
	住 所 _____
(代理人)	氏 名 _____
	電 話 _____
被災日及び 被災原因	年 月 日 原因：_____ による
被災物件の所在地	朝倉市
被災の内容	
添付書類	写 真 ・ その他 (_____)
証明必要数	通 _____
以上のとおり、被害が生じたので被災証明書の交付を申請します。 なお、今回申請した内容については、今後の災害に関する各種業務に利用されることを承諾します。	

【様式 11-3 罹災証明書】

第 4 号様式

罹 災 証 明 書

世帯主（申請者）		
住 所 _____		
氏 名 _____		
証 明 内 容	罹災日 及び罹災原因	年 月 日 原因： _____
	住家の所在地	朝倉市
	住家の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
備 考		
年 月 日		
上記のとおり、罹災したことを証明します。		
朝 倉 市 長		

【様式 11-4 被災証明書】

第 5 号様式

被災証明書

住所 _____

氏名 _____

証 明 内 容	被災日及び 被災原因	年 月 日 原因： _____ による
	被災場所	朝倉市
	被災の内容	

年 月 日

上記のとおり、被災があったことを証明します。

朝 倉 市 長